船橋市家計改善支援事業実施要領

（趣旨）

第１条　本事業は、生活困窮者自立支援法（平成２５年法律第１０５号。以下「法」という。）に基づき、家計に問題を抱える生活困窮者（法第３条第１項に規定する生活困窮者をいう。以下同じ。）からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言等を行うことにより、生活困窮者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されるよう支援することを目的とする。

（実施主体）

第２条　事業の実施主体は、市とする。ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができるものであって、社会福祉法人、公益社団法人若しくは公益財団法人又はＮＰＯ法人その他市長が適当と認める者に、事業の全部又は一部を委託して実施することができる。

（事業の対象者）

第３条　家計改善支援事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に居住する生活困窮者とし、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

⑴　失業、多重債務等により、支援を受けることが適当と判断される者

⑵　家計収支のバランスが崩れ、家計収支の改善や家計を管理する能力を高める支援を受けることが適当と判断される者

⑶　その他市長が事業による支援が必要と認める者

（事業内容）

第４条　本事業における支援内容は、次に定めるものとする。

⑴　家計管理に関する支援

相談者とともに、家計表やキャッシュフロー表を活用して、家計の見える化を図るとともに、家計収支の均衡を図るなどの出納管理の支援を行い、家計を相談者自らが管理できるよう支援を行う。

⑵　滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援

アセスメント段階で聞き取った相談者の状況や家計の状況、滞納状況などを勘案して徴収免除や徴収猶予、分割納付等の可能性を検討し、自治体の担当部署や事業所などとの調整や申請等の支援を行う。

⑶　債務整理の支援

多重・過重債務等により債務整理が必要な者などに対しては、多重債務者相談窓口等と連携し、必要に応じて法律専門家へ同行して債務整理に向けた支援を行う。

⑷　貸付のあっせん

相談者の家計の状況を把握し、一時的な資金貸付が必要な場合、貸付金の額や使途、家計再生の見通しなどを記載した「貸付あっせん書」を作成し、

本人の家計の状況や家計再生プランなどを貸付期間と共有し、貸付の円滑・迅速な審査につなげる。

⑸　その他市長が必要と認める支援

（支援の実施期間）

第５条　支援の実施期間は、原則１年を超えない期間とする。

（職員の配置）

第６条　事業の実施に当たって、家計改善支援を行う担当者（以下「家計改善支援員」という。）を２名以上配置するものとする。

２　家計改善支援員は、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント、社会福祉士、社会保険労務士、ファイナンシャルプランナーの資格を有する者、若しくはこれらの者と同等の能力または実務経験を有する者とする。

３　家計改善支援員は、原則として、厚生労働省が実施する生活困窮者自立支援制度人材養成研修を受講し、修了証を受けた者とする。ただし、当分の間は、この限りでない。

（個人情報の保護）

第７条　事業に従事する者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならない。また事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

（補則）

第８条　この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要領は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。